

令和4年度 法人本部 事業計画

1 理事会・評議員会の運営

(1) 定例の理事会・評議員会を次のように開催する。

理事会

実施月	主な議案
令和4年5月28日(土)	・定款第17条第3項で定める報告事項 ・前年度の事業報告及び決算報告
令和4年9月29日(木)	・定款第17条第3項で定める報告事項 ・給与規程の一部改正について(10月に報酬改定予定のため) ・その他 必要な内容
令和5年3月18日(土)	・定款第17条第3項で定める報告事項 ・当該年度予算の補正及び事業計画の変更 ・次年度の事業計画及び当初予算

以上の他、必要に応じて臨時の理事会を開催する。

〈参考〉定款第17条第3項

理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

評議員会

実施月	主な議案
令和4年6月18日(土)	・前年度の事業報告及び決算報告

以上の他、必要に応じて臨時の評議員会を開催する。

監事監査

実施月	主な監査内容
令和4年5月11日(土)	・前年度の事業報告及び決算報告について
令和4年11月9日(水)	・当年度 上期の事業運営状況及び予算執行状況について

以上の他、必要に応じて臨時の監査会を開催する。

(2) 栃木県等の主催する社会福祉法人役員研修会等には積極的に参加する。

(3) 監事による内部監査は半期毎に行い、法人・施設の財務及び経営状況に関するチェックを強化する。

2 人材育成と職員処遇の充実

(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善及び業務省力化

質の高い職員の確保及び定着化を図るために、魅力ある職場環境づくりに努める。パソ

コンや様々なアプリケーションを活用し効率的な事務処理を行う。

(2) 職員研修等人財育成・資質の向上対策の推進

栃木県社会福祉士会の講師派遣研修事業を活用し、施設内研修を行う。

(3) 福利厚生等の士気高揚策の充実

職員に対する健康診断の適切な実施、福利厚生センターの活用等士気高揚策に取り組む。

3 多機能型事業所「わらしべの家」の経営

就労継続支援事業B型並びに生活介護事業について、生産活動を主とした「良質かつ安心、安全なサービス」を継続して提供する。また、新型コロナウイルスの感染予防を継続して行う。

4 日中一時支援事業（公益事業）の実施

「特別支援学校等の長期休暇を利用した児童・生徒の受入れ」、「卒業後の進路選択の一環とした受入れ」及び「在宅の障がい児・者の受入れ」、「早朝や就労B／生活介護事業終了後の夕方方の時間の預かり」に対応し、各学校・関係市町と綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

5 指定特定相談支援事業「相談支援事業所 わらしべの家」の経営

相談支援事業所が充足していない状況や利用者・保護者の長期的な安心を担保する意味を含め、相談支援事業を継続して実施する。

6 共同生活援助事業（グループホーム）の設置

令和5年4月のグループホームの開設に向け、融資申請・入札・契約・行政手続き等、漏れが無いように進め、スムーズなオープンを目指す。

7 公益的な取り組み

栃木県社会福祉法人による『地域における公益的な取組』推進協議会に加盟し、その中でいちごハートねっと事業を行う。

8 その他

(1) 地域と共存する事業所として、地域自治会への協力や各種実習の受け入れ、関係機関・団体との連携・協力等を行い、地域での役割を積極的に果たすことが出来るよう努める。

(2) 法人の理念・事業内容・施設行事のみならず、財務・経営状況についてもホームページ等で公開し情報公開を行う。

(3) 利用者支援の質の向上の一環として、また職員処遇の充実の一環として、施設設備の補修や改善を随時実施する。

令和4年度 障害福祉サービス事業所 わらしべの家 事業計画

1 基本方針

利用者へ「良質かつ安心、安全なサービス」を提供する上で、就労継続支援事業（B型）並びに生活介護事業としての機能の充実ならびに利用者主体のサービス提供が出来るよう、職員の専門的支援技術をより一層高めていく。

2 具体的な取り組み

（1）適切な利用者支援の確保

ア 利用者の人権に配慮した支援

虐待防止法の施行等、当事者へのより一層の権利擁護が叫ばれている昨今、利用者の人権・個人の尊厳により配慮し、利用者の意向や希望等を第一に尊重した支援を引き続き行う。

イ 適切な利用者支援方針の策定

利用者の支援に当たっては、サービス等利用計画や個別支援会議等を通じて、利用者個々の心身の状況等を勘案し、利用者の意思を尊重した個別支援計画を策定する。なお、必要に応じて支援方針の見直しを行う。また、支援の実践に当たっては、記録を整備し、支援状況の進行管理を適切に行う。

ウ 健康管理・衛生管理

とちぎメディカルセンターによる健康診断（年1回）や嘱託医問診（就労B／年2回、生活介護／年12回）を実施し、全利用者に結果を報告するとともに、問題のある利用者に対しては、通院や再検査を促し健康な生活への支援を行う。また、希望者を募り、インフルエンザの予防接種や大腸がん検診（便潜血検査）を実施する。

また日々の取り組みとして、手指消毒液や手洗いうがいの徹底、施設内及び送迎車両の消毒の徹底、室温・湿度管理等、感染症予防についても年間を通して実施する。さらに、新型コロナウイルスの感染予防として、栃木県や栃木市において緊急事態宣言やまん延防止重点措置が発出された場合には、施設利用者・職員の感染予防のため必要に応じて在宅支援を行う。

エ 防災対策の確立

消防計画および防災マニュアルを職員等に十分周知するとともに、発生を予防するための施設・設備の日常の点検管理を十分に行う。

また、災害発生（地震・火災・竜巻等）を想定した部分訓練（消火訓練、通報訓練、避難訓練）を隔月実施し、そのうちの年2回は総合訓練を実施する。

（2）生活介護事業

ア 利用者が安定した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、生産活動に従事するための介助や傾聴・相談等の必要な支援を実施する。

生産活動で得た金額は、売上から経費を差し引いたものを工賃規定に則り支給する。

- イ 健康管理への支援として、看護師による定期的な健康管理（体温や血圧の測定や記録等）を実施する。
- ウ 社会参加への活動の機会（施設行事等）の提供やそれに伴う必要な支援を実施する。

（3）生産活動の充実

本施設では、次の4つの就労支援事業活動を行う。また、利用者に支給する1ヶ月あたりの工賃の平均額は、10,000円を目標とする。

ア 請負事業

組立作業、袋詰め作業、苺のヘタ取り作業等、様々な作業に取り組みながら、利用者一人一人の能力・適性に配慮し、就労意欲向上に努め実践して行く。作業を通し作業技術・作業態度を身に付けることにより、作業意欲・生産性を高め、収入増に繋がるよう支援を行う。

また、作業以外においても社会生活に必要な「挨拶」「礼儀」「身だしなみ」「金銭感覚」などの一般常識を身に付ける働きかけを積極的に行うとともに「人への思いやり」の心を育てられるよう日常の場面において支援を実施する。

イ 自主製品事業

さをり織りを中心とした支援を実施する。作業を通じて、ものづくりの意欲向上と商品の製作・販売並びに展示に携ることで、沢山の人たちとの交流を実感しながら、自信と社会性を身に付けるための支援を行う。さをり織りの商品作りに関わる時間を増やし、反物を作るだけではなく、反物から商品になるまでの工程の理解を深め、よりさをり織りへの意欲を充実してもらえるよう支援を実施する。また、コロナ禍の状況を見ながら店頭販売・卸売提供の場を増やし、直接お客様で接することで社会性の向上に繋げる。前年度から委託販売先を新たに3ヶ所増やしており、今年度も継続することで工賃増に繋げる。

さらに、苺のヘタ取り作業、苺の箱折り作業、そば袋作業、その他の請負作業を実施する。幅広く様々な作業にかかわることで、柔軟に対応できる力を習得するとともに、地域社会でその製品が利用されていることを知り、作業意欲を高めることを狙いとしながら工賃増に向けて支援を実施する。

ウ PC事業

① 機関紙

「社会福祉法人わらしべの里」の広報活動・宣伝を含め、年2回の発行を行う。

② ホームページ

「社会福祉法人わらしべの里」並びに平成29年1月より契約を締結した「緑の屋根診療所」のホームページの制作・更新作業について、常に新しい情報の更新を行いより見やすく質の良いホームページの作成を目指す。

③ 名刺

製品作りの難しさ・営業・販売・顧客への対応など名刺作りの一連の流れを自分たちで行う。作成意欲・もの作りへのこだわり・コミュニケーション能力を身に付ける。

④ 絵はがき

わらしべの里利用者が描いた絵、デザインした絵などを年賀・暑中見舞いはがき、ポストカード、メッセージカードなどに加工し販売する。

⑤ 卓上カレンダー

わらしべの里利用者が描いた絵、デザインした絵、さをり織りの反物などを印刷し、カレンダーとして製作・販売を行う。

⑥ 封筒印刷

見本・注文通りに社名・住所等をバランス良く配置し封筒に印刷する。

令和4年度 日中一時支援事業 事業計画

1 基本方針

- (1) 利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に行うものとする。
- (2) 利用者の必要なときに必要な事業の提供ができるよう、努めるものとする。
- (3) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 具体的な取り組み

- (1) 利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (2) 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護者等に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 援助技術の進歩に対応し、適切なサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その障害の特性に応じたサービスの提供ができる体制を整える。

令和4年度 相談支援事業所わらしべの家 事業計画

1 特定相談支援事業について

(1) 基本相談支援

障がいのある方及びその保護者または介護者などから社会生活を営む上での相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、市町及び障がい福祉サービス事業者との連絡調整を行う。

(2) 計画相談支援

ア) サービス利用支援

障がいのある方のご希望や目標などを伺いながら、一人ひとりのニーズや状況に合わせたサービス等利用計画案を作成する。障がい福祉サービスの利用支給決定後に、障がい福祉サービス事業者等の関係機関と会議、連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成する。

イ) 継続サービス利用支援

障がい福祉サービスの利用支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとに障がい福祉サービス等の利用状況の確認を行い、必要に応じて、サービス等利用計画の見直しを行う。

ウ) 質の高い支援の実施

- 利用者の入院時や退院・退所時等、サービスの利用環境が大きく変動する際に、関係機関との連携の下で支援を行う。
- サービス提供場面を直接確認するなど、利用者の状況確認や支援内容の調整等を行う。

2 相談支援専門員の資質向上に向けて

オンライン研修会等への積極的な参加と自己研鑽に努め、専門職としての資質の向上を図る。